

新規インターネット加盟店におけるクレジットカード決済に係る 本人認証導入による不正使用防止のためのガイドライン

1. 制定の趣旨

近年のインターネットの活用は、広く一般社会に浸透し、クレジットカード決済による取引も広く行われるようになってきているが、一方、「本人なりすまし」による不正使用犯罪が増加してきている。そこで当協会は、インターネット取引時の本人認証の強化を図り、カード会員・加盟店をはじめ全ての関係者に安全安心なカードの利用環境を提供する社会的責任を負っていることを認識して、本ガイドラインを制定するものである。

<補足説明>

・「本ガイドライン」

①カード会社は、「新規加盟店」「既存加盟店」との取引において本人認証の強化を実施する必要があるが、本ガイドラインは前者に対応したものであり、後者については別途対応方法を定める。

②当協会は、ワンタイムパスワードをはじめとする動的認証など更に有効な本人認証への移行も視野に入れ、その進捗に合わせ本ガイドラインも更新していくものとする。

2. 本人認証の実施

会員会社は、インターネット上でクレジットカード決済を行おうとする事業者と新規加盟店契約を締結する場合には、当該事業者が次の本人認証の両方を実施することを原則とする。

- ・セキュリティコード
- ・3Dセキュア等の本人認証(※)

なお、当該事業者が加盟店契約を締結した場合、加盟店にてセキュリティコードを保存することは、禁止する。

<補足説明>

・「インターネット上でクレジットカード決済を行おうとする事業者」

いわゆるeコマースの取引におけるクレジットカード決済をオンライン(オーソリ)取引にて行う事業者(法人・個人の両方)を指し、郵送・FAX・電話等オフラインにて取引される通信販売の事業者は含まない。

・「新規加盟店契約」

既に「インターネット上でクレジットカード決済」を実施している事業者および「インタ

ーネット上でクレジットカード決済」を実施している加盟店の店子となる事業者以外との加盟店契約をいう。

・「原則とする」

①当該加盟店が顧客との取引を開始するに際し、決済に使用するクレジットカード番号を事前に登録させ、以後の購入取引時には当該加盟店が独自に顧客へ付与したIDや顧客が指定したパスワード等により当該顧客を特定した上で登録されたカード番号を用いて決済する方式の場合は、クレジットカード番号を登録する時点において本人認証を行い、さらに必要な都度、本人認証を行う。

②3Dセキュア未対応ブランドおよびカード会社、携帯電話における3Dセキュア対応については導入のインフラ整備に努めることとする。

(※) 3Dセキュア等の本人認証

基本的には、3Dセキュアを推進するものとするが、3Dセキュアに未対応のブランド・カード会社があることや、3Dセキュア対応カード会社においても登録会員の促進が必要なことから、以下の本人認証についても是認することとする。

①カード会社が保有する情報との一致による認証

②公的機関発行の証明書記載の情報との一致による認証

3. 周知・促進活動の継続的な実施

当協会及び会員会社は、本件が円滑かつ有効に実施できるよう、次の対応を継続的に行う。

- (1) カード会員に対し、「インターネット上でのクレジットカード決済には3Dセキュア等の本人認証が必要となること」、「カード会員が行う本人認証手続き」を周知する。
- (2) カード会員に対し、3Dセキュア等の本人認証に必要な登録の促進を行う。

<補足説明>

・「周知する」

会員会社は、(1)(2)につきホームページ、カード会員向媒体誌、eメールDM等で周知を図る。

当協会は、ホームページ等で周知を図る。

4. 実施時期

本件は、2011年3月より実施する。